

宮城県内流通食品等の放射性物質検査結果について

宮城県内で流通する食品等について、収去検査(注)により下記のとおり放射性物質検査を実施しましたので、その結果をお知らせします。

(注)収去検査
食品衛生法第28条に基づき、厚生労働大臣や知事等が食品の安全の確保、飲食による危害の発生防止及び国民の健康の保護を図る上で必要があると認めるとき、営業者やその他の関係者から無償で食品等を提供させ、試験検査を行うこと。

- 記
- 1 検体採取日

令和7年2月3日、4日
- 2 検査結果判明日

令和7年2月6日
- 3 検査機関

宮城県保健環境センター
- 4 測定機器及び測定法

一般食品は、主にNaIシンチレーションスペクトロメータによるスクリーニング法で測定します。ただし、結果がスクリーニングレベル(50Bq/kg)を超えた場合やその他の食品区分は、ゲルマニウム(Ge)半導体検出器による精密検査法で検査結果を確定します。
- 5 検査結果

全ての品目について、基準値を下回り、安全性に問題ないことが確認されました。詳細は下表のとおりです。

No	食品区分	品 目	製造所（加工所）の所在地	検査法	放射性セシウム測定値(Bq/kg)
1	牛 乳	牛乳	新潟県	Ge	不検出※1
2	牛 乳	乳飲料	新潟県	Ge	不検出※1
3	一般食品	キムチ	茨城県	NaI	不検出※2
4	一般食品	乳酸菌飲料	秋田県	NaI	不検出※2
5	一般食品	キムチ	栃木県	NaI	不検出※2
6	一般食品	野菜カレー	岩手県	NaI	不検出※2
7	一般食品	牛肉	宮城県登米市	NaI	不検出※2
8	一般食品	豚肉	宮城県登米市	NaI	不検出※2

- ※1 不検出とは、精密検査法における検出限界値未満であったことを示しています。検出限界値は測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小の値を指し、基準値の1／5の濃度以下で、測定毎に異なります。
- ※2 不検出とは、スクリーニング法における測定下限値未満であったことを示しています。測定下限値は基準値の1／4の濃度以下で検出限界値以上の値であることが条件であり、一般食品の場合には25Bq/kgとしています。

(参考)

食品区分	飲料水	牛乳	乳児用食品	一般食品
食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性セシウム基準値 (Bq/kg)	1 0	5 0	5 0	1 0 0

(参考)

令和6年度宮城県内流通食品等の放射性物質検査結果

令和7年2月12日

<精密検査>

食品区分	検査 件数	内訳 ^{※1}		基準値以下件数				基準値 超過 (Bq/Kg)	基準値 (Bq/kg)
		県内	県外	不検出	～10 (Bq/kg)	11～50 (Bq/kg)	51～100 (Bq/kg)		
飲料水	16	5	11	16	0			0	10
牛乳	49	33	16	49	0	0		0	50
乳児用食品	16	0	16	16	0	0		0	50
一般食品 ^{※2}	0	0	0	0	0	0	0	0	100
計	81	38	43	81	0	0	0	0	

<簡易検査（スクリーニング法）>

食品区分	検査 件数	内訳 ^{※1}		基準値以下件数			基準値 超過 (Bq/Kg)	基準値 (Bq/kg)
		県内	県外	不検出	25～50 (Bq/kg)	51～100 (Bq/kg)		
一般食品	219	149	70	219	0	0	0	100

<総計>

検査 件数	内訳 ^{※1}		基準値以下件数	基準値 超過 (Bq/Kg)
	県内	県外		
300	187	113	300	0

※1 製造所（製造所固有記号による表示の場合は、製造者または販売者）等が県内であるか県外であるかにより区別したものです。

※2 簡易検査（スクリーニング法）にて50Bq/kgを超過した一般食品については、精密検査を実施し検査結果を確定します。その際は精密検査の検体数としてカウントされます。